

1. 事業の概要

自主的な調査も含めた土壌汚染の把握の機会の拡大、発見された土壌汚染を適切に管理するための区域の分類化と必要な対策の明確化、掘削除去の防止とやむを得ず搬出された汚染土壌の適切な管理の徹底などを柱とする改正土壌汚染対策法（以下「改正法」という。）が、平成22年4月1日より施行された。

改正法を着実かつ円滑に施行するため、土壌汚染調査・対策手法等の技術的課題等を抽出し、より適切な調査・対策手法等を検討する必要がある。

また、改正法において、自然由来の汚染土壌も法の対象とされたところであり、土地の土壌汚染が自然由来か人為由来かによって調査対象範囲や指定される区域が異なるため、自然由来と判定するための必要な情報及び判定の方法等の検討を行う。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
ア．土壌汚染調査・対策手法検討等調査			
（１）土壌汚染調査・対策手法の検討			→
（２）自然由来の汚染土壌と判定する手法の検討			→
イ．土壌汚染対策優良化促進業務			→
ウ．搬出汚染土物流管理対策検討調査			→
エ．土壌汚染の自主調査に関する状況把握及び促進支援検討業務			→

3. 施策の効果

市街地における土壌汚染調査・対策手法等に係る技術的課題を抽出し、より適切な調査・対策手法等を検討する等を通じて、改正法の着実かつ円滑な施行を図り、もって土壌汚染による人の健康被害の防止を図る。

土壤汚染調査・対策手法等検討費

< 背景 >

平成22年4月より改正土壤汚染対策法（改正法）が施行された。
改正法の施行にあたり、現場で様々な課題が発生。

< 事業内容 >

・課題を解決し、改正法の着実かつ円滑な施行をするために・・・

ア．土壤汚染調査・対策手法等調査
・自然由来の汚染土壌と判定する手法の検討

重金属等

砒素

鉛

フッ素

ホウ素

イ．土壤汚染対策優良化促進業務

・合理的なオンサイト措置の普及促進による掘削除去偏重の是正

ウ．搬出汚染土物流管理対策検討調査



エ．土壤汚染の自主調査に関する状況把握及び促進支援検討業務

< 施策の効果・目的 >

・これらの検討を通して・・・



改正土壤汚染対策法の着実かつ円滑な施行

土壤汚染による人の健康被害の防止！！

